

議案第 1 3 2 号

大田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

大田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 5 年 6 月 1 2 日 提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

大田市職員の給与に関する条例（平成17年大田市条例第48号）の一部を次のように改正する。

附則第13項前段を次のように改める。

職員が、特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置されたもの（市長が規則で定めるものに限る。）をいう。）から国民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって市長が規則で定めるものに従事したときは、感染症防疫作業手当を支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大田市職員の給与に関する条例の一部改正に関する説明資料

1 改正の理由

国において、新型コロナウイルス感染症対策業務に係る防疫等作業手当の特例を廃止するとともに、今後、同感染症の変異株が新型インフルエンザ等に該当し、再び同様の手当が必要となった際に支給するとする人事院規則の改正が、令和5年5月8日に公布、施行された。

これを受け、当市においても、人事院規則の改正に準じて、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

新型コロナウイルス感染症対策業務に係る感染症防疫作業手当を廃止し、特定新型インフルエンザ等対策業務に係る感染症防疫作業手当を支給することとする。

(附則第13項)

3 施行期日

公布の日から施行する。

議案第 1 3 3 号

大田市税条例の一部を改正する条例制定について

大田市税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 5 年 6 月 1 2 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市税条例の一部を改正する条例

大田市税条例（平成17年大田市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第34条の9第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第36条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第38条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第41条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林

環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第44条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第47条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第47条の2第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「である場合においては」を「である場合には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。）」を加え、「によって徴収する場合においては」を「により徴収する場合には」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第47条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第82条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加え

る。

附則第15条の2第4項及び第16条の2第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年7月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第34条の9第2項並びに38条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第41条、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6の改正規定並びに附則第15条の2第4項及び附則第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第3条第1項（この条例による改正後の大田市税条例（以下「新条例」という。）附則第16条の2第3項に係る部分に限る。）及び第2項の規定 令和6年1月1日

(2) 第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の大田市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき大田市税条例第36条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第82条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例

による。

- 2 新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

大田市税条例の一部改正に関する説明資料

1 改正の理由

地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

(1) 個人市民税関係

ア 給与所得者の扶養親族等申告書について、その申告書に記載すべき事項がその年の前年の申告内容と異動がない場合には、その申告書に記載すべき事項に代えて異動がない旨を記載した申告書を提出することができることとする法改正に伴い、所要の改正を行う。

(第36条の3の2)

イ 森林環境税の導入に伴う改正

森林環境税は、国内に住所を有する個人を納税義務者として年額1,000円を課する国税で、令和6年度から、市町村が個人住民税均等割と併せて賦課・徴収するにあたり、必要な改正を行う。

(ア) 所得割額からの配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の規定について、森林環境税に対応したものに改正を行う。

(第34条の9)

(イ) 個人市民税の均等割を賦課・徴収する場合に併せて森林環境税を賦課・徴収する改正を行う。

(第38条)

(ウ) 納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税額及び個人住民税との合算額を追加する改正を行う。

(第41条)

(エ) 特別徴収の方法により徴収する給与所得又は公的年金等に係る所得割額及び均等割額に森林環境税額を含む旨を規定する改正を行う。

(第44条、第47条の2)

(オ) 給与所得又は公的年金等に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れについて還付等の充当の特例を規定する改正を行う。

(第47条、第47条の6)

(2) 軽自動車税関係

ア 現行の原動機付自転車から区分して新たに定義された特定小型原動機付き自転車（一定の要件を満たす電動キックボード等）に係る軽自動車税種別割の税率を2,000円とする改正を行う。

（第82条）

イ 不正により生じた納付不足額に係る納税義務を当該不正を行ったメーカーに負わせる特例規定について、納付不足額を徴収する際に加算する割合を10%から35%に引き上げる改正を行う。

（附則第15条の2、附則第16条の2）

3 施行期日

令和5年7月1日から施行する。ただし、2(1)イ及び2(2)イについては令和6年1月1日から、2(1)アについては令和7年1月1日から施行する。

議案第 1 3 4 号

大田市地域振興を促進するための固定資産税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例制定について

大田市地域振興を促進するための固定資産税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 5 年 6 月 1 2 日 提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市地域振興を促進するための固定資産税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例

大田市地域振興を促進するための固定資産税の課税免除等に関する条例（平成17年大田市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第3条中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大田市地域振興を促進するための固定資産税の課税免除等に関する条例の一部改正に関する説明資料

1 改正の理由

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、適用期限を2年間延長し、令和7年3月31日までとする。

(第3条)

3 施行期日

公布の日から施行する。

議案第 1 3 5 号

大田市火災予防条例の一部を改正する条例制定について

大田市火災予防条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 5 年 6 月 1 2 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市火災予防条例の一部を改正する条例

大田市火災予防条例（平成17年大田市条例第223号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項中「自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて」に、「及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「を除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む」に改め、同項第1号ただし書中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあつては」に改め、同号に次のように加える。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあつては、充電ポスト

第11条の2第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

第11条の2第1項第6号中「急速充電設備」を「コネクタ」に改め、同項第7号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクタが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクタが当該電気自動車等から」に改め、同項第11号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたとときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第13号中「

(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。)」を削り、同項第16号中「当該蓄電池」の次に「(主として保安のために設けるものを除く。)」を加え、同項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、同号の前に次の1号を加える。

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池(主として保安のために設けるものを除く。)を内蔵しないこと。

第16条第1項中「いう。」の次に「以下同じ。」を加える。

第23条第3項を削り、同条第4項第2号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない」を「健康増進法(平成14年法律第103号)第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りでない」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

第23条第5項中「前項」を「第3項」に改める。

別表第7を次のように改める。

別表第7 削除

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条の2第1項の改正規定及び次項の規定は、令和5年10月1日から施行する。
(経過措置)

2 第11条の2第1項の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の大田市火災予防条例

(以下「新条例」という。)第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

- 3 新条例第23条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。
- 4 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第23条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第23条第4項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

大田市火災予防条例の一部改正に関する説明資料

1 改正の理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

- (1) 電気自動車等を充電するための急速充電設備のうち、消防法令上の「変電設備」として扱われている全出力200kWを超える急速充電設備についても、消防法令上の「急速充電設備」として扱うこととする。

(第11条の2)

- (2) 「喫煙所」と表示した標識について、健康増進法に規定する標識が設置されている場合は設置しなくてもよいこととするほか、「禁煙」又は「火気厳禁」及び「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号については国際標準化規格又は日本産業規格に適合するものとしなければならないこととする。

(第23条)

3 施行期日等

- (1) 公布の日から施行する。ただし、2(1)については、令和5年10月1日から施行する。
- (2) 2(1)について、施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。
- (3) 2(2)について、施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例に適合しないものについては、なお従前の例による。

議案第 1 3 6 号

財産の取得について

次のとおり、財産を取得することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決を
求める。

令和 5 年 6 月 1 2 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

- 1 財産の表示 化学消防ポンプ自動車 1 台
- 2 取得の目的 化学消防ポンプ自動車更新のため
- 3 取得金額 7 9 , 2 0 0 , 0 0 0 円
- 4 相手方 島根県松江市東朝日町 2 3 3 番地 4
株式会社吉谷
代表取締役 長見 秀男

(参考資料)

地方自治法 (抜粋)

[議決事件]

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(7) 略

(8) 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

(以下略)

大田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (抜粋)

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

財産の取得に関する説明資料

- 1 入札日時 令和5年5月17日 午前9時30分
- 2 予定価格 94,996,000円
- 3 落札価格 79,200,000円
- 4 入札参加業者（3社）
 - 株式会社吉谷
 - 株式会社出雲ポンプ 出雲営業所
 - 株式会社クマヒラセキュリティ 松江支店

議案第 1 3 7 号

市道路線の認定及び変更について

別紙のとおり、市道路線を認定及び変更することについて、道路法
(昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号) 第 8 条第 2 項及び第 1 0 条第 3 項の規
定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 6 月 1 2 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

(参考資料)

道路法（抜粋）

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合には、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3～5 略

(路線の廃止又は変更)

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合には、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合には、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

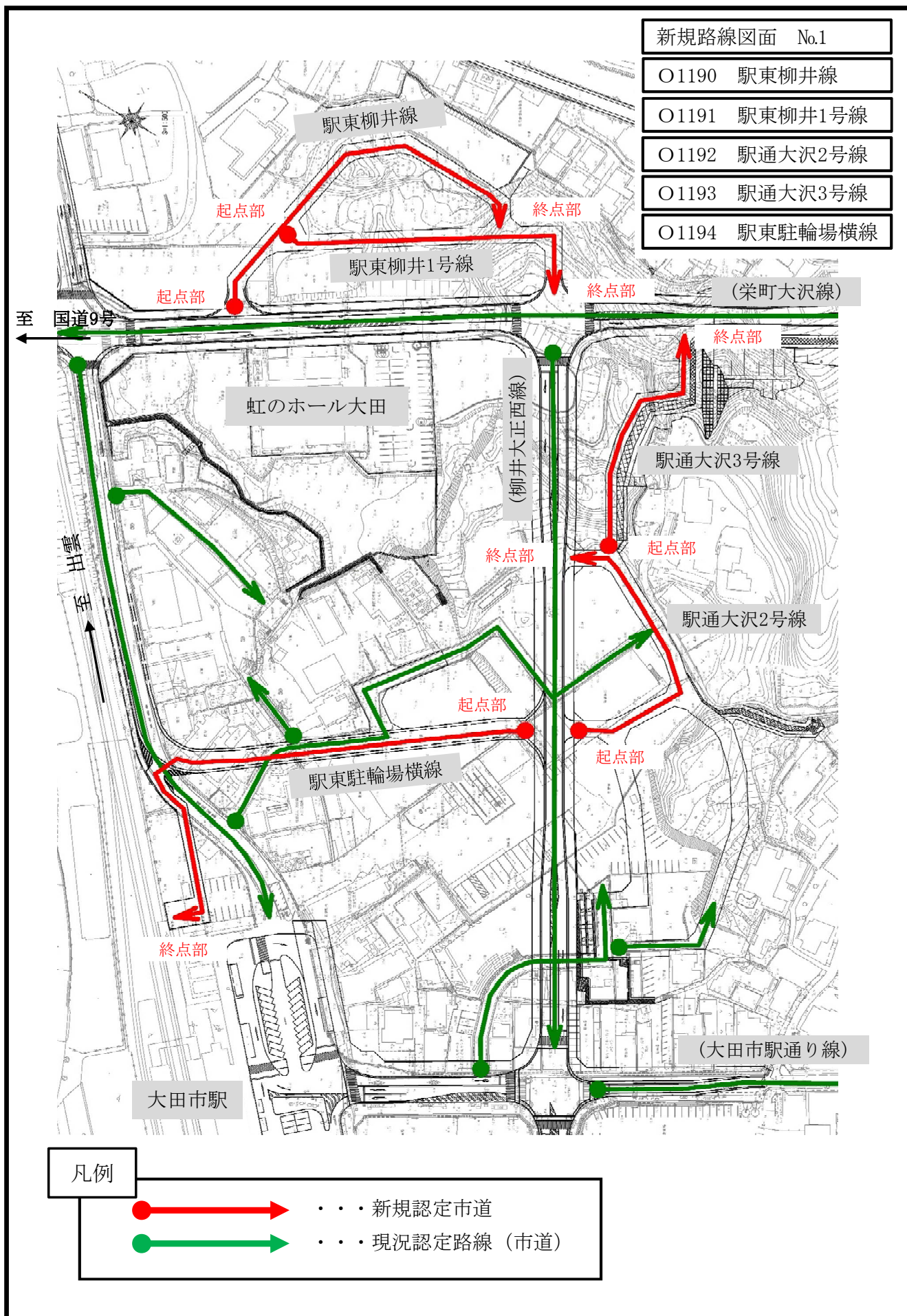
路線認定調書

路線 番号	路線名	起 終 点		から まで 延長(m)	幅 員	最大(m)	図面 番号
						最小(m)	
O1190	駅東柳井線	起点	大田市大田町大田イ2749番1地先	144.00		6.00	1
		終点	大田市大田町大田イ835番3地先			6.00	
O1191	駅東柳井1号線	起点	大田市大田町大田イ835番3地先	120.00		6.00	1
		終点	大田市大田町大田イ835番3地先			6.00	
O1192	駅通大沢2号線	起点	大田市大田町大田イ714番地先	112.00		6.00	1
		終点	大田市大田町大田イ725番1地先			6.00	
O1193	駅通大沢3号線	起点	大田市大田町大田イ717番4地先	97.00		4.00	1
		終点	大田市大田町大田イ839番1地先			4.00	
O1194	駅東駐輪場横線	起点	大田市大田町大田イ714番地先	211.00		10.00	1
		終点	大田市大田町大田イ699番18地先			4.00	
	合計(5路線)						

路線認定理由

路線 番号	路線名	理 由	図面 番号
O1190	駅東柳井線	大田市駅前周辺東側土地区画整理事業に伴う市道認定	1
O1191	駅東柳井1号線	大田市駅前周辺東側土地区画整理事業に伴う市道認定	1
O1192	駅通大沢2号線	大田市駅前周辺東側土地区画整理事業に伴う市道認定	1
O1193	駅通大沢3号線	大田市駅前周辺東側土地区画整理事業に伴う市道認定	1
O1194	駅東駐輪場横線	大田市駅前周辺東側土地区画整理事業に伴う市道認定	1
	合計(5路線)		

位置図



路線変更調書

路線 番号	路線名	起 終 点		から まで	延長(m)	幅員		最大(m) 最小(m)	図面 番号
		変更前	変更後			最大(m)	最小(m)		
O1014	駅通大沢線	変更前	起点	大田市大田町大田イ729番5地先	107.27	6.00		1	
			終点	大田市大田町大田イ736番1地先		4.70			
		変更後	起点	大田市大田町大田イ729番5地先	174.00	6.00			
			終点	大田市大田町大田イ714番地先		6.00			
O1142	駅通大沢1号線	変更前	起点	大田市大田町大田イ736番6地先	62.99	6.00		1	
			終点	大田市大田町大田イ736番5地先		3.10			
		変更後	起点	大田市大田町大田イ736番6地先	131.00	6.00			
			終点	大田市大田町大田イ724番地先		3.10			
	合計(2路線)								

路線変更理由

路線 番号	路線名	理 由	図面 番号
O1014	駅通大沢線	大田市駅前周辺東側土地区画整理事業に伴う終点変更	1
O1142	駅通大沢1号線	大田市駅前周辺東側土地区画整理事業に伴う終点変更	1
	合計(2路線)		

位置図

